



報道機関 各位

記者発表資料
令和5年3月17日（金）
問い合わせ先：契約課
課長：鈴田
担当：稲葉、塩見
電話：829-1898
内線：2088

特定共同企業体により実施する建設工事等の対象規模を改正します

本市では、特定共同企業体により実施する建設工事等の対象規模を、令和5年4月1日から改正します。

概要

別紙のとおり

特定共同企業体により実施対象とする工事規模の改正について

特定共同企業体により実施する建設工事等の対象規模を以下のとおり改正します。

現 行

業 種 等	構 成 員 数	規 模
建築工事を除く工事 (土木工事等)	2 者	予定価格 <u>3 億円以上</u>
建築工事	2 者	予定価格 <u>4 億円以上</u>
全ての建設工事	3 者	予定価格 <u>1 0 億円以上</u>



改 正 後

業 種 等	構 成 員 数	規 模
建築工事を除く工事 (土木工事等)	2 者	予定価格 <u>4 億円以上</u>
建築工事	2 者	予定価格 <u>5 億円以上</u>
全ての建設工事	3 者	予定価格 <u>1 5 億円以上</u>

※ 特定共同企業体による実施対象とする建設工事等は、建設工事等の種類ごとに、原則として、上の規模のもので、技術的難易度等を勘案し、案件ごとに決定します。

上記の改正は、令和5年4月1日以降に告示又は指名する案件から適用。